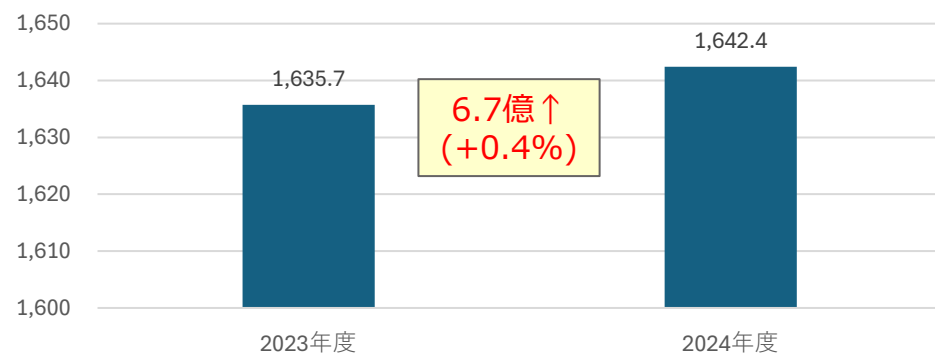


中央社会保険医療協議会 薬価専門部会 業界意見陳述

日本ジェネリック製薬協会
会長 川俣 知己

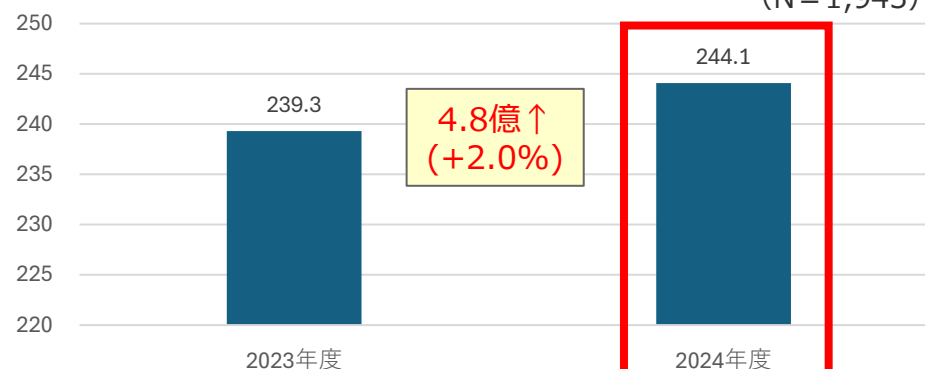
- 2023年度と2024年度の供給量の比較では、医療用医薬品全体が薬価収載単位で6.7億の増加（+0.4%）に対し、令和6年度不採算品再算定品目は4.8億の増加（+2.0%）である。
- 令和6年度再算定品目の2024年度下期の供給量は上期より8.5億の増加（+7.2%）である

医療用医薬品全体の供給量

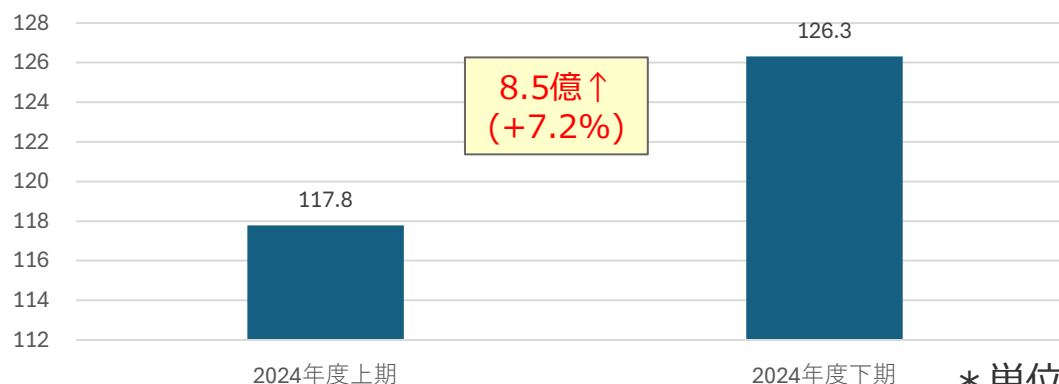


令和6年度不採算品再算定品の供給量

(N = 1,943)



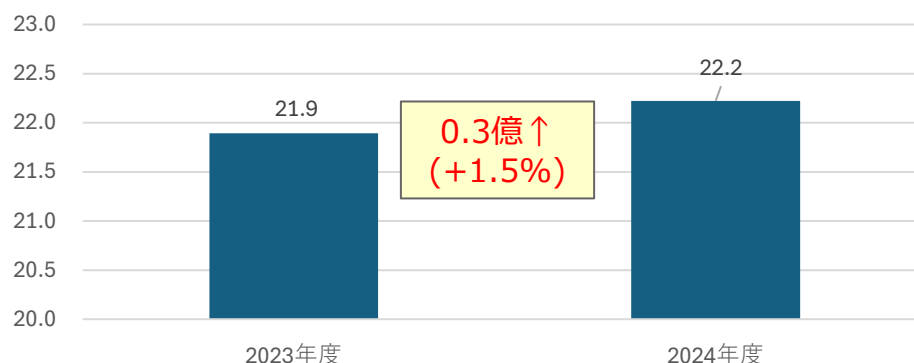
令和6年度不採算品再算定品 2024年度上期と下期の供給量



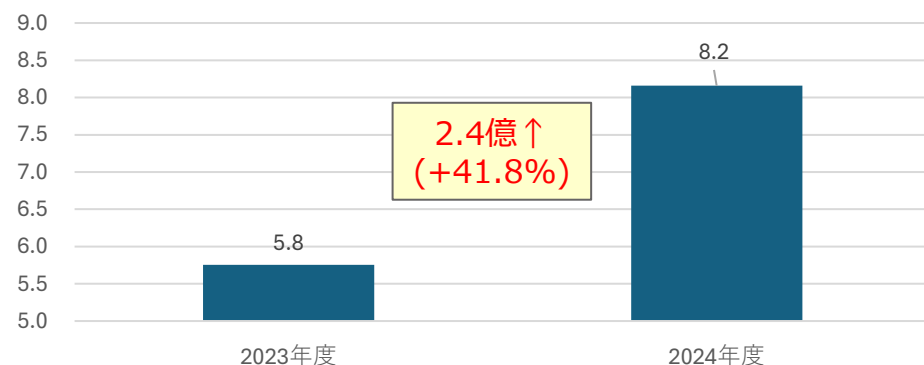
* 単位はいずれも薬価収載単位（億）

- 令和6年度不採算品再算定品目のうち、大臣要請のあった解熱消炎鎮痛剤、鎮咳剤、去たん剤はいずれも供給量が増えている。

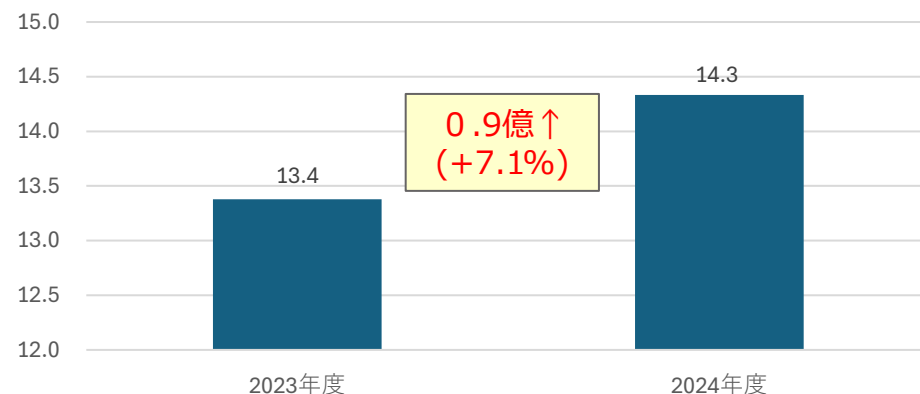
解熱消炎鎮痛剤



鎮咳剤



去たん剤



* 単位はいずれも薬価収載単位 (億)

【薬価に基づく対応、及び薬価以外の対応】 安定供給に向けた取組み

これまでの取組み

薬価に基づく対応

- 不採算品再算定の適用を受けた品目に関しても限定出荷の解除にむけた増産に積極的に取り組んでもらえるよう会長から理事会で要請。
- 各社、不採算品再算定品目、最低薬価品目の継続的な供給に努める。

薬価以外の対応 (産業政策など)

- 補助金（R5,R6補正: 安定供給体制緊急整備）にて、**感染症等の拡大に伴い供給不安を引き起こしている医薬品の増産**を実施、または実施中。
- 補助金（R6補正: 産業構造改革）にて、**品目統合**等で製造所の効率化を実施中。
- 各社、生産の効率化（包装集約、まとめ生産、スケールアップ）、生産設備の増強（製造設備の高速化・効率化、人員追加等）、大規模設備投資に努める。

現状

後発医薬品の通常出荷以外の構成比は改善傾向。 **32.1%（2024年3月）→18.9%（2025年6月）** ※

（※ 日薬連、厚労省による調査）

今後の取組み

薬価に基づく対応

- 各社引き続き、不採算品再算定品目、最低薬価品目の継続的な供給に努める。

薬価以外での対応 (産業政策など)

- 各社引き続き、生産効率化や増産のための**設備投資の前倒し**に努める。
- 国の支援（安定供給支援補助金、後発医薬品製造基盤整備基金）を活用しつつ、以下の取組みを推進していく。
 - GE薬協安定供給責任者会議において、医薬品供給状況・分類分析（成分規格別）を実施し、**限定出荷解除**に向けた取組みが進行中。
 - GE薬協安定供給責任者会議において、「片寄せ」推進を図る具体化について本年度中に検討・着手することとし、実際に行われた「片寄せ」実施事例を情報収集・会員企業と共有するなどにより**「片寄せ」を通じた生産効率化**に取り組む。

後発医薬品の安定供給体制の維持に必要な措置

少量多品目生産を解消し、十分な製造能力をもつ企業が継続して安定供給体制を維持できる薬価制度が必要

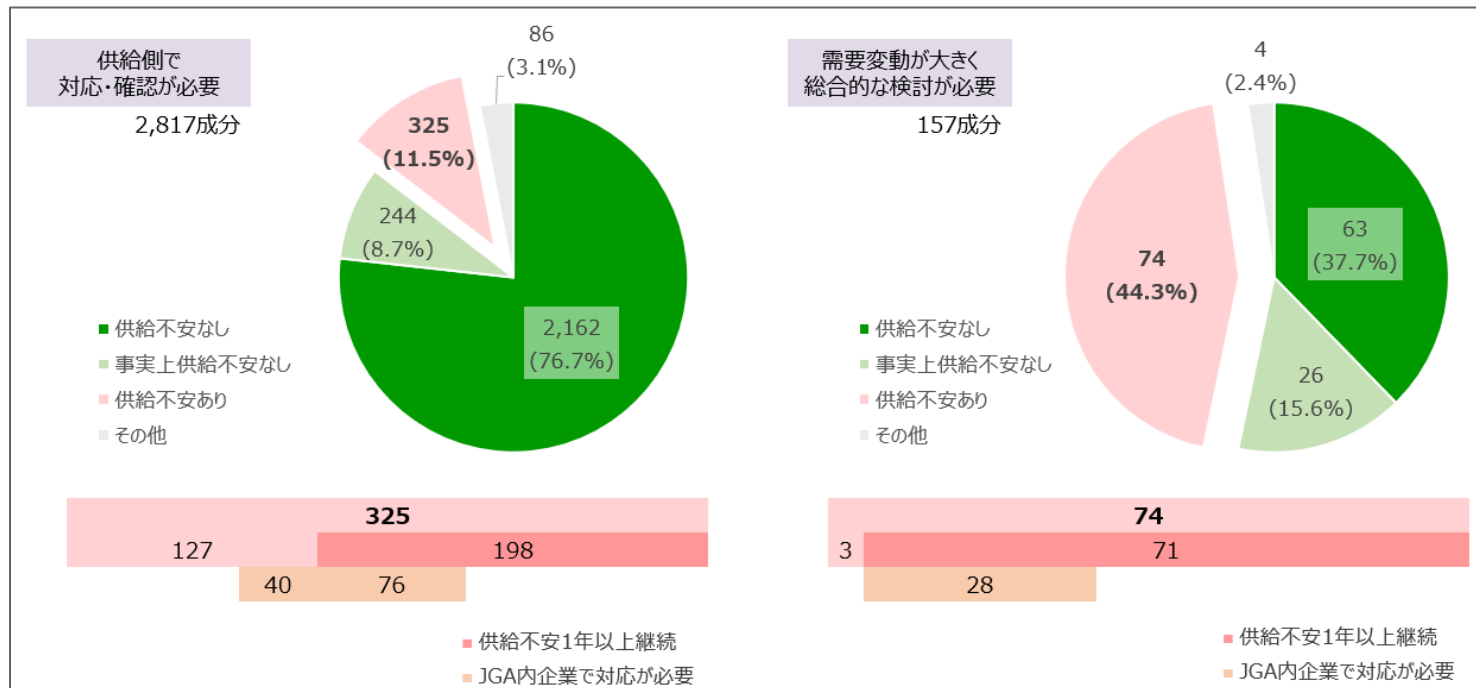
- ・安定供給体制の更なる強化のため、企業指標の薬価への活用の拡充が必要。
- ・市場実勢価格加重平均値調整幅方式による引き下げを前提とした改定には限界があり、物価上昇に連動して引き上げの見直し出来る仕組みが必要。
- ・効果的及び持続的な安定供給体制が確保される仕組みが必要。

改定ルール	課題	必要な措置
価格帯集約	・他社の実勢価格の影響を受けるため、企業努力が十分には反映されず、予見性が低い。 ・新規収載後発品目数は減少傾向にある。	企業指標を活用した上での 銘柄別改定
不採算品再算定	・安定供給のための取り組みは各社異なり、不採算に陥る背景は各社異なる。 ・少量多品目生産適正化のため、市場から撤退する予定の品目についても手上げがなければ適用されない。	類似薬要件の撤廃
	・労務費や流通経費は、過去3年間の平均であり、直近の賃上げ状況や物価上昇の影響が反映されない。	物価上昇分を算定に反映
最低薬価	・最低薬価（10.40円）以下の品目数は医療用医薬品の2割を占め、供給数量では5割を占める。物価上昇の影響を大きく受ける低薬価品目の下支えが必要。	物価上昇に連動して 継続した引き上げの見直し出来る仕組み
	・エキス剤・外用塗布剤・点耳点鼻液等、最低薬価が未だ設定されていない剤形が存在する。	新たな区分の新設等の検討
基礎的医薬品	・最も販売金額が大きい銘柄に薬価が集約されるが、それより高い薬価の品目を有する企業があれば申請が必要なため、薬価の低い品目が安定供給を担っていても適用されない。	安定供給を担っている企業の品目が適用される仕組み
	・医療上の必要性の高い医薬品の継続的な安定供給のためには、薬価を維持するだけでなく、物価上昇に対応できる制度が必要。	物価上昇に連動して 継続した引き上げの見直し出来る仕組み

Appendix

1. GE薬協・安定供給責任者会議において、医薬品供給状況の分類・分析を実施した。

医薬品供給状況
分類・分析結果
(成分別)



厚生労働省医薬品供給状況（2025年6月30日まで報告分）を用いて日本ジェネリック製薬協会にて分類分析
※全薬価収載品目（16,444品目）のうち、適切に回答されているが品目（15,966品目）を対象に、成分別に集計

- 「事実上供給に支障がないと考えられる品目」の供給制限解除等の検討に関するお願いについて、協会通知を発出した（2025年7月22日）。
- 供給不安解消に向けた当協会の取り組みについて、GE薬協ホームページに特設サイトを設置した。
<https://www.jga.gr.jp/stable-supply-efforts.html>